

京都市告示第641号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和5年2月10日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
社会福祉法人 修光学園	同行援護	修光学園ディ アコニアセン ター 2610600187	京都市左京区山端 滝ヶ鼻町3	令和5年1月31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)